箱根町まちづくりアドバイザー募集要領

1 目的

この要領は、箱根町まちづくりアドバイザー設置要綱第2条に規定するまちづくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の委嘱にあたり、箱根町に愛着を持ち、都市まちづくりを地域と協働して行うことに高い意欲を持って積極的に取り組める、専門分野において深い知識を有する者を選出するために、広く募集することを目的とする。

2 アドバイザーの募集要件

(1) 対象

箱根町に対する強い思い入れや深い愛情があり、まちづくりに関する活動を実践する熱意のある者

(2) 資格

次の要件のいずれかに当てはまる者

- ア 都市計画をはじめとする、都市デザイン、景観、建築設計等の分野において、 学校(専修学校及び各種学校を含む。)で教育又は研究に携わっている者もしく は携わっていた者
- イ NPO法人、住民団体等又は個人でまちづくりに関する活動を現在実践して いる者もしくは実践した経験がある者

3 応募方法

箱根町まちづくりアドバイザー応募申請書(別記様式)(以下「応募申請書」という。) に必要事項を記入し、郵送、Eメール又は直接環境整備部都市整備課窓口へ提出する。応 募申請書及び添付図書は、返却しない。

4 審査及び結果報告

(1) 審查方法

アドバイザー委嘱の審査については、原則応募申請書による書類審査とし、必要に 応じて面接を行う。

(2) 審査基準

次項について審査をする。

- ア 箱根町都市計画マスタープランに掲げるまちづくりの目標を理解し、実践できる者であること。
- イ 申請者の専門分野における教育、研究、まちづくりに関する活動等が、箱根 町まちづくりアドバイザー設置要綱第 4 条に規定する派遣業務に適している こと。
- ウ 応募申請書の記載事項に虚偽がないものであること。

(3) 結果通知

郵送にて通知する。

(4) 報告

アドバイザーの決定については、広報、ホームページ及びフェイスブックページ等 で報告する。

5 書類申込先及び問い合わせ先

〒250-0398 神奈川県足柄下郡箱根町湯本 256

箱根町環境整備部都市整備課景観推進係

TEL: 0465-85-9566 FAX: 0465-85-7577

E-Mail: web_seibi@town.hakone.kanagawa.jp

附則

この要領は、平成30年2月20日から施行する。